

議案第50号

平成20年度川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	645,589	戸
(2) 年間総配水量	176,477,500	m <sup>3</sup>
(3) 1日平均配水量	483,500	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業		
ア 施設改築等整備事業	2,262,000	千円
イ 川崎縦貫道路関連施設整備事業	456,000	千円
ウ 施設再構築事業	270,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益	35,148,036	千円
第1項 営業収益	32,303,242	千円
第2項 営業外収益	2,801,306	千円
第3項 特別利益	43,488	千円
支 出		
第1款 水道事業費用	33,724,190	千円
第1項 営業費用	31,442,076	千円
第2項 営業外費用	2,169,647	千円
第3項 特別損失	102,467	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,923,147千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 236,571千円及び過年度分損益勘定留保資金 5,686,576千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	水道事業資本的収入			3,222,085 千円
第1項	企業債			2,615,000 千円
第2項	出資金			58,000 千円
第3項	補助金			151,410 千円
第4項	負担金			239,252 千円
第5項	融資補償金返還金			10 千円
第6項	固定資産売却代金			158,403 千円
第7項	その他の資本的収入			10 千円
		支	出	
第1款	水道事業資本的支出			9,145,232 千円
第1項	建設改良費			6,240,507 千円
第2項	投資			58,000 千円
第3項	企業債償還金			2,839,619 千円
第4項	補助金返還金			2,096 千円
第5項	融資補償金			10 千円
第6項	予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設改築等整備事業関連経費	平成21年度	463,420千円
川崎縦貫道路関連施設整備事業関連経費	平成21年度	860,034千円
施設再構築事業関連経費	平成21年度から平成22年度まで	793,905千円
配水施設関連経費	平成21年度から平成22年度まで	307,410千円
平成20年度土地借上料	平成21年度から平成24年度まで	4,092千円
「給水装置改良資金融資」に伴う金融機関に対する損失補償	平成20年度から債務消滅時まで	49,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 施設改築等整備事業	千円 1,976,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以内	借入の日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 川崎縦貫道路関連施設整備事業	405,000			
3 施設再構築事業	234,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,098,670 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、218,579千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、534,000千円と定める。

平成20年2月19日提出

川崎市長 阿部 孝 夫